

令和9年度群馬県立盲学校幼稚部入学幼児募集要項

- 1 応募資格
令和9年4月1日現在で満3歳に達している視覚障害のある幼児（4歳、5歳でも可。）
- 2 募集定員 10名
- 3 教育内容
目の不自由な幼児について、それぞれの障害に配慮し、発達の程度に応じて幼稚園の教育内容に準じた教育を行う。
- 4 出願手続
 - (1) 盲学校所定の入学願書に必要事項を記入の上、持参提出する。
 - (2) 提出期間
令和9年1月12日（火）～1月22日（金）9:00～16:00
（ただし、土曜日、日曜日を除く。）
 - (3) 提出先
群馬県立盲学校長あて提出する。
 - (4) 入学検査料 不要
 - (5) その他
原則として、出願前に本校の教育相談を受けること。
- 5 入学検査
 - (1) 日 時 令和9年1月29日（金）14:15～15:30
 - (2) 場 所 群馬県立盲学校
 - (3) 内 容
ア 行動観察（遊びの様子、目の使い方、親子遊び等）
イ 面接
- 6 入学通知 検査終了後1週間以内に、各家庭に文書をもって通知する。（電話による可否の問合せには応じない。）
- 7 追検査
 - (1) 学校保健安全法施行規則第19条で出席停止の扱いが定められている感染症に感染し、検査当日に受検できない者及び本検査当日の事故や交通遮断などの本人の責に帰さない理由により受検できない者で、当該検査の全てを受検できない状況となり、追検査の受検を希望する者に対して、体調の回復を待って、随時追検査を行う。
 - (2) 検査については、「5 入学検査」の(2)～(3)に準じる。
 - (3) 入学通知は、検査終了後1週間以内に各家庭に文書をもって通知する。
- 8 備考
 - (1) 盲学校に入学することのできる視覚障害者の基準は、次のとおりである。
両眼の視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度の者のうち拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者
 - (2) 寄宿舎があるが、幼稚部は通学を原則としている。保護者の送り迎えが必要となる。

乳児・幼児のための教育相談

3歳未満の乳幼児や盲学校幼稚部在籍以外の視覚障害のある幼児を対象に、視覚障害にかかわる悩みや養育などについて、年齢を問わず随時相談を受け付けています。少しの工夫で視覚障害からくる負担が軽減されることもあります。
詳しくは、盲学校までお問合せください。

- 9 その他
不明の点は、下記へ問い合わせること。

学校名	群馬県立盲学校
所在地	〒371-0805 前橋市南町 4-5-1
電 話	(027) 224-7890

令和9年度群馬県立聾学校幼稚部入学幼児募集要項

- 1 応募資格
令和9年4月1日現在で満3歳に達していて、聞こえ（聴覚）に障害のある幼児（4歳、5歳でも可）
- 2 募集定員 15名
- 3 教育内容
聞こえに障害のある幼児について、それぞれの障害の程度に応じて聴覚の活用を図り言語指導を行いながら幼稚園の教育内容に準じた教育を行う。
- 4 出願手続
 - (1) 聾学校所定の入学願書に必要事項を記入の上、持参提出する。
 - (2) 提出期間 令和9年1月7日（木）～1月20日（水） 9:00～16:00
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
 - (3) 提出先 群馬県立聾学校長あて提出する。
 - (4) 入学検査料 不要
- 5 入学検査
 - (1) 日時 令和9年2月4日（木） 9:30～12:00
 - (2) 内容
ア 親子遊び
イ 集団活動
ウ 面接（本人及び保護者）
 - (3) 検査及び観察項目等
ア 聴力
イ 社会性
ウ 基本的な生活習慣
エ 言語力
オ 知的発達
カ 運動機能の発達
キ 身体状況
 - (4) その他
入学検査当日までに発育測定及び学校医のもとで健康診断を受ける。
- 6 入学通知 検査終了後1週間以内に各家庭に文書をもって通知する。
（電話による問合せには応じません。）
- 7 追検査
 - (1) 学校保健安全法施行規則第19条で出席停止の扱いが定められている感染症に感染し、検査当日に受検できない者及び本検査当日の事故や交通遮断などの本人の責に帰さない理由により受検できない者で、当該検査の全てを受検できない状況となり、追検査の受検を希望する者に対して、随時追検査を行う。
 - (2) 検査については、「5 入学検査」の(2)～(3)に準じる。
 - (3) 入学通知は、検査終了後1週間以内に各家庭に文書をもって通知する。
- 8 その他
 - (1) 幼稚部は保護者による送迎を原則とし、可能な家庭には保護者参観をお願いしている。
 - (2) 入学願書の提出が、諸事情により期限までに間に合わない場合には、相談に応じる。

乳児・幼児のための教育相談

3歳未満の乳幼児や聾学校幼稚部在籍以外の聴覚障害のある幼児に対する「乳幼児教育相談」は、随時受け付けています。年齢に応じて週1～2回の相談、指導を行っています。詳しくは、聾学校までお問合せください。

- (3) 問合せ先

学校名	群馬県立聾学校
所在地	〒371-0803 前橋市天川原町 1-4
電 話	(027) 223-3233
FAX	(027) 243-6255